

## 株主総会資料の電子提供制度についてのご案内

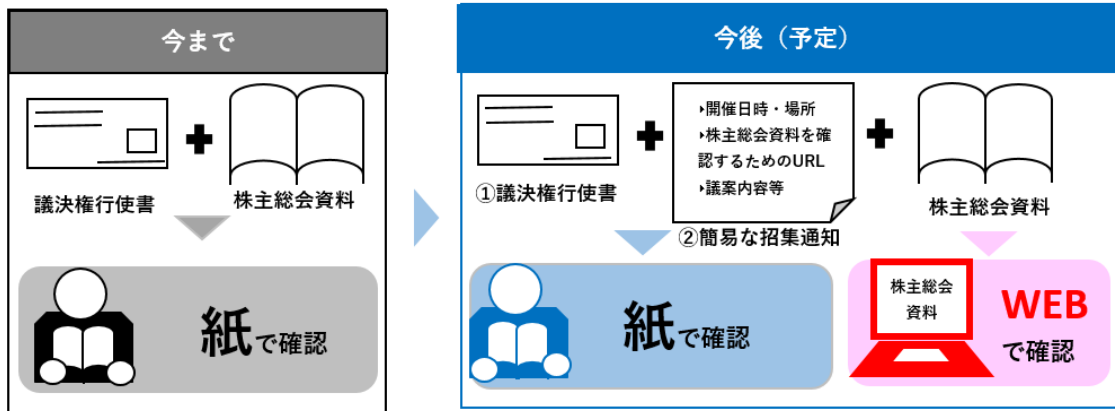
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年改正会社法の施行に伴う、株主総会資料の電子提供および書面交付請求について、以下の通り、ご案内申し上げます。

記

### 株主総会資料の電子提供について

2024年6月開催予定の第120回定時株主総会より、①議決権行使書と②簡易な招集通知（株主総会資料掲載のURLを記載した通知書面および議案内容等）を株主の皆さまへ書面でお送りすることといたしました。上記以外の株主総会資料（事業報告および計算書類等）につきましては、株主総会資料掲載のURLへアクセスすることでご確認いただくことができます。



あわせて、毎年6月に单元未満株主の皆さまへも招集通知を参考にお送りしておりましたが、郵送をとりやめます。今後は、こちらも株主総会資料掲載のURLにてご確認いただきますようお願い申し上げます。

### 株主総会資料の書面交付を希望される場合

株主総会の基準日（毎年3月31日）までに、株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）または口座を開設している証券会社にお申し出いただくことで株主総会資料の書面をお受け取りいただけます。

\*なお、株主総会資料の一部は、法令および定款により認められる範囲におきまして、ウェブサイトのみの開示とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

【みずほ信託銀行 書面交付請求書の送付依頼 URL】

[https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?category\\_id=1&site\\_domain=default](https://contact.www.mizuho-tb.co.jp/faq/show/929?category_id=1&site_domain=default)

その他本制度に関するお問い合わせにつきましては、下記の専用ダイヤルをご利用下さい。

【電子提供制度専用ダイヤル】

みずほ信託銀行 証券代行部

電話番号：0120-524-324（受付時間：土・日・祝日を除く 9:00～17:00）

以上